



許可番号 第01723102688号

## 産業廃棄物処分業許可証

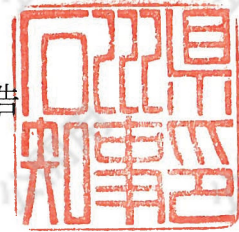
住 所 石川県白山市村井町330番地

氏 名 株式会社トスマク・アイ  
代表取締役 藤井 雅之



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 馳 浩



複写無効

許可の年月日 令和4年6月14日

許可の有効年月日 令和11年6月13日

### 1. 事業の範囲 事業の区分

中間処理（破碎・圧縮固化、破碎・選別、選別、破碎、圧縮、切断、堆肥化）

#### 産業廃棄物の種類

破碎・圧縮固化：廃プラスチック類（塩化ビニル等塩素化合物を含むものを除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、政令第13号廃棄物（紙くず、木くず、繊維くずに限る。）

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上6種類

破碎・選別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類、政令第13号廃棄物（紙くず、木くず、繊維くずに限る。）

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上9種類

選別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類、政令第13号廃棄物（紙くず、木くず、繊維くずに限る。）

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上9種類

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、政令第13号廃棄物（紙くず、木くず、繊維くずに限る。）

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上6種類

圧縮：廃プラスチック類（軟質系廃プラスチック類に限る。）、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、政令第13号廃棄物（紙くず、繊維くずに限る。）

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上6種類

切断：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類、政令第13号廃棄物（紙くず、木くず、繊維くずに限る。）

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上9種類

堆肥化：木くず（防腐処理されていないものに限る。）、動植物性残さ

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上2種類

【裏面に続く】

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日及び許可番号
破砕・圧縮固化 (※1)	白山市上小川町 800番1	平成18年 3月15日	廃プラスチック類：50.4t/日(24時間) 紙 く ず#1：28.8t/日(24時間) 木 く ず#2：28.8t/日(24時間) 繊維 く ず#3：28.8t/日(24時間) ゴム く ず：50.4t/日(24時間) 施設としての最大能力：72.0t/日(24時間)	平成24年11月28日・第24-165号【設置】 令和3年12月17日・第103-203号【変更】
破砕・選別(※2) 選別(※2)	白山市上小川町 800番1	令和 3年 1月 9日	120.0 t /日(24時間)	令和2年12月1日・第102-195号【設置】
破 砕(※3) 圧 縮(※4)	白山市上小川町 800番1	平成31年 2月15日	廃プラスチック類：388.3t/日(24時間) 紙 く ず#1：342.9t/日(24時間) 木 く ず#2：610.0t/日(24時間) 繊維 く ず#3：137.0t/日(24時間) ゴム く ず：576.9t/日(24時間) 金 属 く ず：1291.9t/日(24時間)	令和2年12月1日・第102-196号【設置】
破 砕(※5)	白山市上小川町 800番1	平成27年 9月 2日	廃プラスチック類：84.9t/日(24時間) 紙 く ず#1：101.7t/日(24時間) 木 く ず#2：79.8t/日(24時間) 繊維 く ず#3：59.2t/日(24時間) ゴ ム く ず：105.8t/日(24時間)	平成27年8月19日・第27-182号【設置】 令和2年12月1日・第102-197号【変更】
破 砕(※6)	白山市上小川町 800番1	平成27年 9月 2日	木 く ず#2：129.6t/日(24時間)	平成27年8月19日・第27-183号【設置】 令和2年12月1日・第102-198号【変更】
破 砕(※7)	白山市上小川町 800番1	平成21年 9月15日	4.3 t /日(16時間)	—
圧 縮(※8)	白山市上小川町 800番1	平成18年10月30日	9.6 t /日(16時間)	—
切 断(※2)	白山市上小川町 800番1	平成25年10月 8日	廃プラスチック類：9.5t/日(24時間) 紙 く ず#1：10.8t/日(24時間) 木 く ず#2：14.6t/日(24時間) 繊維 く ず#3：9.0t/日(24時間) ゴ ム く ず：13.8t/日(24時間) 金 属 く ず：30.6t/日(24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：26.7t/日(24時間) が れ き 類：30.8t/日(24時間)	令和2年12月1日・第102-199号【設置】
堆肥化(※9)	白山市上小川町 800番1	平成19年 2月 8日	木 く ず：0.45t/日(24時間) 動植物性残さ：12.0t/日(24時間)	—

- ※1：廃プラスチック類(塩化ビニル等塩素化合物を含むものを除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、政令第13号廃棄物(紙くず、木くず、繊維くずに限る。)
- ※2：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類、政令第13号廃棄物(紙くず、木くず、繊維くずに限る。)
- ※3：廃プラスチック類(硬質系廃プラスチック類に限る。)、木くず、政令第13号廃棄物(木くずに限る。)
- ※4：廃プラスチック類(軟質系廃プラスチック類に限る。)、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、政令第13号廃棄物(紙くず、繊維くずに限る。)
- ※5：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、政令第13号廃棄物(紙くず、木くず、繊維くずに限る。)
- ※6：木くず、政令第13号廃棄物(木くずに限る。)
- ※7：廃プラスチック類(ペットボトルに限る。)
- ※8：金属くず(空き缶に限る。)
- ※9：木くず(防腐処理されていないものに限る。)、動植物性残さ
- #1：政令第13号廃棄物(紙くずに限る。)を含む。
- #2：政令第13号廃棄物(木くずに限る。)を含む。
- #3：政令第13号廃棄物(繊維くずに限る。)を含む。

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 15 年 6 月 1 日	新 規	平成 18 年 4 月 1 日	変 更	平成 19 年 5 月 10 日	変 更
平成 19 年 7 月 31 日	変 更	平成 20 年 1 月 18 日	廃止届	平成 20 年 4 月 3 日	廃止届
平成 20 年 4 月 30 日	変更届	平成 20 年 6 月 1 日	更 新	平成 21 年 9 月 18 日	変更届
平成 24 年 12 月 17 日	変 更	平成 25 年 6 月 1 日	更 新	平成 25 年 10 月 31 日	変 更
平成 27 年 6 月 26 日	廃止届	平成 27 年 11 月 4 日	廃止届	平成 27 年 11 月 4 日	変更届
平成 30 年 10 月 12 日	更 新	令和 元 年 5 月 29 日	変 更	令和 2 年 12 月 24 日	廃止届
令和 3 年 3 月 29 日	変 更	令和 4 年 1 月 27 日	変更届		
令和 4 年 6 月 14 日	更 新 (優良認定)				

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無